

建設経済常任委員会

令和7年9月19日（金曜日）

建設経済常任委員会

令和7年9月19日（金曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 9号 令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項
議案第14号 令和7年度旭市水道事業会計補正予算の議決について
議案第17号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
議案第19号 旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席者（7名）

委員長	永井孝佳	副委員長	井田孝
委員	向後悦世	委員	宮澤芳雄
委員	片桐文夫	委員	平山清海
議長	飯嶋正利		

欠席委員（なし）

傍聴議員（2名）

議員	松木源太郎	議員	伊場哲也
----	-------	----	------

説明のため出席した者（16名）

副市長	柴栄男	環境課長	大八木利武
商工観光課長	金杉高春	農水産課長	伊藤弘行
建設課長	齊藤孝一	都市整備課長	飯島和則
上下水道課長	向後哲浩	農業委員会事務局長	金谷健二
その他担当職	8名		

事務局職員出席者

事務局長 穴澤昭和 事務局次長 菅 晃
事務局書記 加瀬哲也

開会 午前10時 0分

○委員長（永井孝佳） おはようございます。大変お忙しい中、お疲れさまでございます。

本日は、松木議員と伊場議員に傍聴いただきております。よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、飯嶋議長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

議長。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託いたしました一般会計補正予算を含む5議案について審査していただくことになっております。どうぞ慎重なるご審議をお願いいたしますが、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。

それでは永井委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長（永井孝佳） ありがとうございます。

議案説明のため、執行部の出席を求めました。

それでは、執行部を代表しまして、柴副市長、ご挨拶をお願いいたします。

柴副市長。

○副市長（柴 栄男） 改めましておはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で5議案でございます。その内訳でございますが、予算関係が2議案で、議案第9号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち建設経済常任委員会の所管事項、議案第14号、令和7年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、条例関係が3議案ございまして、議案第17号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様方からの質疑に対しまして簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ全議案可決くださいますようお願い申し上げましてご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

○委員長（永井孝佳） ありがとうございました。

議案の質疑

○委員長（永井孝佳） ただいまから本委員会に付託されました5議案の審査を行います。

それでは質疑に入ります。

議案第9号の中の所管事項について、質疑がありましたらお願ひいたします。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 補正予算書13ページ、6款農林水産業費、1項3目説明欄18の負担金補助及び交付金の農業経営多角化支援事業補助金268万5,000円の詳しい内容を教えてください。

○委員長（永井孝佳） 宮澤委員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 13ページの農業経営多角化支援事業補助金268万5,000円ですが、これは市内事業者の株式会社宇畠牧場が6次産業への取り組みを支援する県補助金を活用いたしまして、ヨーグルト製造に係る機械、それからパステライザー、これは全自動原料加熱殺菌器と低温インキュベーター、これは発酵機なります。これを導入するためのものでございます。全体事業費は591万2,979円で、県の補助金が3分の1以内ということで179万円、市町村費は県の補助金の2分の1以上ということで89万5,000円になります。

これによりまして、宇畠牧場が現在商品展開しておりますジェラート、プリンに加え、ヨーグルトを新たに商品化することになります。さらなる顧客獲得と経営安定が図れるものと考えております。

以上です。

○委員長（永井孝佳） 宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） ありがとうございます。大変いい試みだと思うんですけども、申請者は1者しかなかったんですか。

○委員長（永井孝佳） 答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 以前より宇畠牧場のほうでヨーグルトを使う補助制度について県へご相談しております、今回、県の補助金がつくことになりまして急遽追加するものでござ

ざいます。

○委員長（永井孝佳） ほかに質疑はございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（永井孝佳） 特にないようなので、議案第9号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について質疑がありましたらお願ひいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（永井孝佳） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第17号について質疑がありましたらお願ひいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） 議案第17号について質疑いたします。

この条例の改正は、今の状態だと、災害が起きても水道管とか工事がほかの、指定業者以外だとできないということでおろしいでしょうか。

○委員長（永井孝佳） 井田委員の質疑について答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） それではお答え申し上げます。

この条例の趣旨、目的でございますけれども、現在、本市指定給水装置事業者は主に宅内の給水に関する業者を指しています、これはもともと能登半島地震で災害復旧を受けた際に、公共の上水道は復旧しました。ですが、宅内の給水装置がまちの指定業者が同時に被災したり、賄い切れなくて、民間のほうのお宅の中の給水装置の復旧が間に合わなかったということから、近隣県内の登録してあるほかの自治体の登録事業者も使えるようにというような趣旨でございます。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（永井孝佳） 特にないようですので、議案第17号の質疑を終わります。

続いて、議案第18号について質疑がありましたらお願ひいたします。

片桐委員。

○委員（片桐文夫） 議案第18号に関連という形でお聞きしたいんですけども、下水道管の耐用年数というのはあれですかね。それと、何年たっているものなのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（永井孝佳） 片桐委員の質疑について答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 一般的に管の耐用年数ですが、公共の下水ですと50年、供用開始が平成11年でございますので、下水の供用開始後まだ50年はたっていない。25年経過で、まだ半分。

○委員長（永井孝佳） 片桐委員。

○委員（片桐文夫） ありがとうございます。

25年たっているというなんですかけれども、あと25年ですよね。市としてそういった中で、またそれは25年たつたら、継続なりあれをするわけですね。

○委員長（永井孝佳） 答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） やはり昨今、上水道もそうですけれども、下水道も陥没事故等々ありますので、これから、まず耐震化というところで、まだ管に対しては耐震化を迫られていない状態です。

今、処理場の施設のほうの耐震化をまず優先するというような戦略で、やはり国の補助ですとか、今計画を立てて、そちらでまずストックマネジメントで処理場の強化を行う。次に更新計画を立てまして、管のほうの補修ですか改修にかかるというような順序になるかと思います。

○委員長（永井孝佳） ほかに質疑はありませんか。

井田委員。

○委員（井田 孝） これも先ほどの給水と一緒に、同様のことなんでしょうか。

○委員長（永井孝佳） 答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） こちらの条例改正は、井田委員おっしゃるとおり、まず2点ございました。デジタル社会のアナログ規制、こちらで「専属」から「選任」ということと、あともう一つ、やはりこちらも能登半島地震の影響がありまして、下水道設備や公共ますから民地側に対して同じように他市の登録事業者も参加できるというような改正をいたします。

○委員長（永井孝佳） ほかに質疑はございませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 净化施設といつても、いろいろな装置があると思うんですよ、装置によって耐用年数も違ってくると思うんですが、一番短いものの耐用年数は。

○委員長（永井孝佳） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） 今、日常的に、機械、プロワーですとか脱水装置ですか、そういうものの補修が日常的に続いております。やはり、耐震的にも最終浄化槽というところもこれから計画していかなければならないということで、機械ですと、早いもので7年で15年程度の耐用年数というのが一般的でございますので、補修をしながら、まず脱水装置ですかプロワーですとか、そういうものを耐震化していくことで更新していくと。

あと、処理場自体の建屋も耐震化するということで計画していきます。

○委員長（永井孝佳） 向後委員。

○委員（向後悦世） 建屋のほうは何年後ぐらいに更新する計画でしょうか、お尋ねします。

○委員長（永井孝佳） 答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（向後哲浩） まさに今、ストックマネジメントの計画に対して委託を出す、今年度発注するということで、今年、委託をお願いしまして、計画の立案、補助金の申請ということですので、実質始まっているというような状況です。

○委員長（永井孝佳） 向後委員。

○委員（向後悦世） 分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○委員長（永井孝佳） ほかに質疑はございませんか。

(発言する者なし)

○委員長（永井孝佳） 特にないようですので、議案第18号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について質疑がありましたらお願いいいたします。

(発言する者なし)

○委員長（永井孝佳） 特にないようですので議案第19号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（永井孝佳） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第9号、令和7年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち所管事項について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（永井孝佳） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、令和7年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（永井孝佳） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（永井孝佳） 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（永井孝佳） 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、旭市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長（永井孝佳） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（永井孝佳） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時17分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 永井孝佳